

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
1	私文書の公印確認・アポステイーユ取得に関するワンストップサービスの拡大等	<p>外国での各種手続き（婚姻・離婚・出生、査証取得、会社設立、不動産購入など）のために私文書（会社作成書類等）を提出する必要が生じ、その提出先機関から、外務省の証明を取得するよう求められた場合、東京都、神奈川県および大阪府の公証役場では、申請者からの要請があれば、公証人による認証、公証人の所属する法務局長による公証人押印証明および外務省の公印確認またはアポステイーユを一度に取得することが可能（いわゆるワンストップサービス）となっているが、上記以外の地域の公証役場においても、ワンストップサービスの利用を可能としてほしい。</p> <p>また、公文書の外務省による公印確認・アポステイーユ取得にあたっては、外務省本省または大阪分室に申請しなければならないが、申請窓口を増やしてほしい。</p>	<p>東京・大阪以外の企業においても、海外事業の拡大とともに、私文書・公文書の提出を求められる頻度が増えている。現在はワンストップサービスを利用可能な公証役場が限られており、当該地域以外では、公証役場・法務局・外務省それぞれにおいて個別に手続きを行わなければならない。ワンストップサービスが利用可能な公証役場が増えれば、企業の利便性が向上するとともに、商機の拡大も期待できる。</p> <p>公文書の公印確認・アポステイーユ取得申請は郵送でも受け付けているが、時間がかかるため、緊急時には利用できない。</p>	外務省による証明
2	技術導入契約の締結等に係る事後報告の期限の緩和	外国からの技術導入契約の締結等に係る事後報告の期限を緩和すべきである。	<p>居住者が非居住者との間で行おうとしている技術導入契約の締結について、当該技術が指定技術であって、契約の対価が1億円相当額以下であるなどの場合は、契約締結後15日以内に財務大臣および事業所管大臣に報告することが義務付けられている。</p> <p>契約締結後の事後報告を15日以内に完了できるよう、技術導入契約の調整段階から外国企業に事後報告の必要性を伝えるとともに、契約書面の迅速な交換を働きかけている。しかし、期限には休日も含まれることから、相手国の休日や祝日により書面の交換に時間を要する場合や、隔地者間での契約書面の交換の場合に、契約締結後15日以内に報告ができず、法令違反となるおそれがある。</p> <p>また、契約の変更についても、金額等の変更の都度、事後報告が義務付けられているが、技術導入契約の性質上、契約期間が長期にわたるため、複数回にわたり契約を変更するケースがあり、契約締結後15日以内の報告が間に合わないおそれがある。</p> <p>事後報告の期限を緩和する（例：15日以内を45日以内にする）ことにより、企業努力によって対処できない意図しない法令違反を防ぐことができ、ひいては外国企業との良好な関係構築に寄与するものと期待される。</p>	外国為替及び外国貿易法第30条、第55条の6 対内直接投資等に関する政令第6条の4